$AS_{元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00056 イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00057
AT_n	平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに符号 AI において別表第3の13に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。） AU_{12} ＝ 0.0202 AU_{13} ＝ 0.0204 AU_{14} ＝ 0.0189 AU_{15} ＝ 0.0119 AU_{16} ＝ 0.0078 AU_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216 AU_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0143 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208 AU_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209 AU_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01476 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01747

AT_n	平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AI において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（平成12年度において発行を許可されたもの（平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限り、平成22年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。） AU_{12} ＝ 0.0202 AU_{13} ＝ 0.0204 AU_{14} ＝ 0.0189 AU_{15} ＝ 0.0119 AU_{16} ＝ 0.0212 AU_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0216 AU_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0144 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0208 AU_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0145 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0209 AU_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.01477 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01749